神戸市告示第 453 号

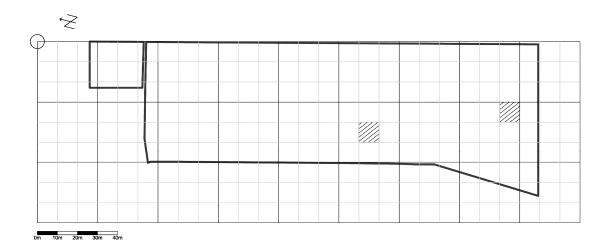
土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要 届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和4年10月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 長田区東尻池新町1番の2の一部(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<凡例>

○ 起点

一 敷地境界線

形質変更時要届出区域の 指定を解除する区画

く起点>

起点は、長田区東池尻新町 10番の敷地境界最北端地点とする。

<格子の回転角度>

82° 28′ 48″

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。